北海道手をつなぐ育成会
げっぽう

第676号
昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費に含む)
●発行日―平成26年5月1日
●発行所―一般社団法人北海道手をつなぐ育成会
〒060-0002　札幌市中央区
北2条西7丁目かでる2・7(4F)
電話 011-251-0855
FAX 011-251-0804
Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp
●発行人―奈須野益
印刷所 ㈱北海道機関紙印刷所

『この1年を振り返って』

道育成会会長　奈須野　益（ゆたか）



新年度にあたり、この1年を振り返り、日ごろ感じていることの一端を述べさせていただきます。

昨年から今年にかけて、私たちのまわりの情勢は大きく変わってまいりました。

自立支援法が総合支援法として形を変えてまいりました。私たちの悲願でもあった国際障害者権利条約がようやく批准され発効しました。そして、全日本育成会がいよいよ組織の変更をするに至りました。

このような大きな変換期の中での育成会の存在意義を改めて考えてみました。

たしかに過疎化の問題、会員の高齢化の問題、会員減少の問題など市町村育成会を維持、発展させる上で大きな障壁が立ちはだかっているのは事実ではありますが、自分の子どもに障害があることを発見し、不安に陥っていた時に育成会がなかったらどうであったろうと思うと本当にぞっといたします。

このような提言が適切かどうかわかりませんが、本当に苦しい状況の中でも、当面は形だけでもいいから組織を存続させて地域の中にいることが大事です。

自分たちにできないことがあっても隣の育成会が頑張ってくれます。障がい者とその家族を孤立させてはいけません。

道育成会は育成会運動における各地域の活性化に取り組んでおります。一つの地域の活性化が隣の地域も元気にしてくれます。

目の前の小さな課題を解決することの積み重ねが「共生社会」の実現のための一番の近道です。理想の実現に一歩でも近づけるように新年度も力を注ぎましょう。

道育成会
〝新年度事業計画・事業予算〟決定!!
―ブロック連絡協議会活動強化―

25年度第4回理事会は、去る3月17日(月)午後1時15分から〝かでる2・7〟で理事・監事18名出席して開催され、平成25年度決算見込み、平成26年度事業計画（案）・事業予算（案）、総会を招集する決議、全日本育成会の組織について、審議されました。

事業計画ではブロック連絡協議会の活動について話しあわれ、知的障害児者生活サポート協会や通所事業所連絡協議会とも一層連携して活動を強化することとし、具体的には、育成会活性化対策委員会の意見を踏まえ実施することとしています。

提案された議案は審議の結果、すべて承認され終了しました。

平成26年度事業計画・事業予算について、掲載します。

平成26年度事業計画

一　基本方針

東日本大震災から3年が経過しました。しかし、被災した多くの知的障がい者とその家族は、今なお、様々な生活の困難に直面しています。今後も全日本手をつなぐ育成会の活動と連動して復興のながい道のりを共に支えて参ります。

24年6月に障害者総合支援法が成立し法律に共生社会を実現すると明記さ

れ、グループホームへの一元化など4項目が本年4月施行分として見直され、28年4月を目途に、障害者の意思決定支援の在り方や高齢の障害者に対する支援の在り方などが見直されます。

さらに、24年10月、障害者虐待防止法が施行され、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等の責務が課せられ、障害者虐待の発見者に対する通報義務が課せられる等しています。また、25年6月には障害者差別解消法が成立し、3年後の28年4月に施行するための準備が着々と進められています。

加えて、障害者の人権や障害者固有の尊厳の尊重などの障害者の権利を実現するための障害者権利条約は26年1月20日、批准書を国連に寄託し、2月19日に発効しています。

このように、障がい者の地域生活に関わる法律環境が整ってきていますが、いまなお虐待などが後をたたず、安全で安心して住める共生社会の実現が求められています。

障がいのある人も家族と普通に暮らし、地域社会の一員として、いかなる差別、虐待を受けることのない暮しやすい地域づくりを進めるに当たり、道育成会としても、これらのことについて注意深く見守り関係機関等と連携を保ち、積極的に活動していく必要があると考えます。

次に、本会組織の基本となります地区育成会（親の会）は役員の高齢化や会員の減少などにより活性化が失われています。昨年度設置した育成会活性化対策委員会の議論を基に、ブロックや育成会活動が活性化を取り戻す糸口を見いだすよう積極的に取り組みます。

二　本年度の重点項目

1. ブロック連絡協議会活動の強化（新規）
2. 育成会活性化対策委員会の設置（継続）
3. 福祉制度等の情報活動の充実
4. 特別支援教育の振興に関する活動
5. 本人活動への支援
6. 各種事業と組織の活性化への積極的な取り組み
7. （仮称）創立60年記念「あゆみ」編集委員会の設置（新規）
8. 道育成会ホームページの制作・更新（新規）

三　具体的な事業の展開

1. 社会啓発事業
(1)北海道手をつなぐ育成会「げっぽう」の発行・配布
(2)全日本手をつなぐ育成会発行の情報・交流誌「手をつなぐ」購読の促進
(3)各種福祉関連情報の収集と提供
(4)通所事業所の作品展示会・即売会
2. 地域福祉振興事業
(1)障がい児等自立支援研修事業の開催
(2)自立支援〝たのしくくらす〟研修事業の開催
(3)地域活動支援事業（体験事業、仲間づくり交流、演劇・音楽発表）
3. 活性化対策事業
(1)管内連絡協議会で各育成会（親の会）の要望、提言等を基に研修会、学習会等の開催
(2)育成会リーダー研修会、学習会開催
4. 研修事業
(1)第59回北海道手をつなぐ育成会全道大会（函館大会）の開催
(2)ブロック研修会の開催
(3)通所事業所職員研修会の開催
(4)特別研修会の開催
(5)本人の会・全道交流会の開催
と　き：平成26年10月12日(日)
ところ：札幌コンベンションセンター
5. 社会活動推進事業
(1)障がい者社会参加総合推進事業
・地域生活プログラム事業
・生活文化教室開催事業
・ピアカウンセリング事業
6. 組織の強化と財政基盤の強化
(1)公益目的支出計画に基づく適正執行
(2)未加入市町村の加入促進・加入市町村の組織強化（共同開催の推進）
(3)本人活動の支援
(4)通所事業所連絡協議会の事務の受託
(5)北海道知的障害児者生活サポート協会の事務の受託
(6)関係機関との連携強化
7. 会議等
(1)定期総会　年1回
(2)理事会　年4回（4・9・12・3月）
(3)三役会　随　時
(4)監　査　年2回
(5)育成会活性化対策委員会　年3回
(6)（仮称）創立60年記念「あゆみ」編集委員会　年3回

平成26年度収支予算書

平成26年４月１日から平成27年３月31日

単位・円

会計区分	法人	実施事業		26年度予算額合計	25年度予算額	増減
事業グループ		福祉推進事業	社会参加総合推進			
事業名		小計	小計			
Ⅰ一般正味財産増減の部						
１．経常増減の部						
(1)経常収益						
受取会費	4,460,900	0	0	4,460,900	4,506,000	−45,100
正会員受取会費	4,460,900	0	0	4,460,900	4,506,000	−45,100
受取補助金等	1,986,000	3,569,000	4,021,000	9,576,000	10,149,000	−573,000
受取北海道補助金	0	2,719,000	2,220,000	4,939,000	5,359,000	−420,000
道・福祉推進事業補助金	0	2,719,000	2,220,000	4,939,000	5,359,000	−420,000
受取民間助成金	1,986,000	850,000	1,155,000	3,991,000	4,123,000	−132,000
全日本育成会助成金	1,036,000	0	0	1,036,000	1,132,000	−96,000
道共同募金助成金収入	0	600,000	0	600,000	600,000	0
道身障協・地域生活プログラム事業助成金	0	0	1,155,000	1,155,000	1,191,000	−36,000
道新基金助成金	0	250,000	0	250,000	250,000	0
全国知共済会助成金	950,000	0	0	950,000	950,000	0
北海道委託料	0	0	646,000	646,000	667,000	−21,000
道社会参加推進事業（文化教室）委託料	0	0	646,000	646,000	667,000	−21,000
受取委託費	2,616,000	0	0	2,616,000	2,600,000	16,000
民間委託費収入	2,616,000	0	0	2,616,000	2,600,000	16,000
全サポ協委託費	2,216,000	0	0	2,216,000	2,000,000	216,000
通所事業所委託費	400,000	0	0	400,000	600,000	−200,000
機関紙頒布収入	4,700,000	0	0	4,700,000	4,798,000	−98,000
雑収益	100,000	0	0	100,000	100,000	0
雑収益	100,000	0	0	100,000	100,000	0
経常収益計	13,862,900	3,569,000	4,021,000	21,452,900	22,153,000	−700,100
(2)経常費用		0	0	0		0
事業費	0	8,427,000	5,130,000	13,557,000	10,611,000	2,946,000
職員費	0	1,663,000	1,109,000	2,772,000	0	2,772,000
賃金	0	1,260,000	0	1,260,000	1,260,000	0
会議費	0	30,000	0	30,000	30,000	0
旅費交通費	0	600,000	0	600,000	450,000	150,000
通信運搬費	0	276,000	0	276,000	287,000	−11,000
手数料	0	10,000	0	10,000	0	10,000
支払振込手数料	0	10,000	0	10,000	0	10,000
印刷製本費	0	1,118,000	0	1,118,000	1,118,000	0
月報印刷費	0	973,000	0	973,000	973,000	0
諸印刷費	0	145,000	0	145,000	145,000	0
助成金	0	2,700,000	4,021,000	6,721,000	6,896,000	−175,000
全道大会事業費	0	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
地域活動支援事業費	0	150,000	0	150,000	150,000	0
楽しくくらす事業費	0	600,000	0	600,000	600,000	0
本人活動助成費	0	400,000	0	400,000	400,000	0
研修事業助成費	0	550,000	4,021,000	4,571,000	4,746,000	−175,000
研修費	0	650,000	0	650,000	450,000	200,000
特別研修費	0	650,000	0	650,000	450,000	200,000
委託費	0	120,000	0	120,000	120,000	0
会報発送委託費（かつら作業所）	0	120,000	0	120,000	120,000	0
ＨＰ業務委託費（あかり家）	0	0	0	0		0
ＰＣＡ管理委託費	0	0	0	0		0

会計区分	法人	実施事業		26年度予算額合計	25年度予算額	増減
事業グループ		福祉推進事業	社会参加総合推進			
事業名		小計	小計			
管理費	10,900,000	0	0	10,900,000	13,118,000	−2,218,000
職員費	2,772,000	0	0	2,772,000	5,543,000	−2,771,000
給与・交通費	2,772,000	0	0	2,772,000	5,543,000	−2,771,000
福利厚生費	30,000	0	0	30,000	0	30,000
会議費	70,000	0	0	70,000	50,000	20,000
旅費交通費	932,000	0	0	932,000	750,000	182,000
通信運搬費	219,000	0	0	219,000	300,000	−81,000
手数料	120,000	0	0	120,000	0	120,000
支払振込手数料	30,000	0	0	30,000	0	30,000
元払振込手数料	40,000	0	0	40,000	0	40,000
諸手数料	50,000	0	0	50,000	0	50,000
消耗什器備品費	0	0	0	0		0
消耗品費	5,210,000	0	0	5,210,000	5,205,000	5,000
消耗品諸費	350,000	0	0	350,000	276,000	74,000
組織強化・指導誌代	4,860,000	0	0	4,860,000	4,929,000	−69,000
印刷製本費	0	0	0	0		0
使用料・賃借料	611,000	0	0	611,000	380,000	231,000
事務室使用料	418,000	0	0	418,000	380,000	38,000
ＰＣＡリース料	193,000	0	0	193,000	0	193,000
負担金	660,000	0	0	660,000	610,000	50,000
委託費	246,000	0	0	246,000	0	246,000
ＨＰ業務委託費（あかり家）	246,000	0	0	246,000	0	246,000
ＰＣＡ管理委託費	0	0	0	0		0
雑費	30,000	0	0	30,000	280,000	−250,000
経常費用計	10,900,000	8,427,000	5,130,000	24,457,000	23,729,000	728,000
評価損益調整前当期増減額	2,962,900	−4,858,000	−1,109,000	−3,004,100	−1,576,000	−1,428,100
評価損益等計	0	0	0	0		0
当期経常増減額	2,962,900	−4,858,000	−1,109,000	−3,004,100	−1,576,000	−1,428,100
２．経常外増減の部		0	0	0		0
(1)経常外収益		0	0	0		0
固定資産受贈益	0	0	0	0	336,000	−336,000
土地受贈益	0	0	0	0	336,000	−336,000
経常外収益計	0	0	0	0	336,000	−336,000
(2)経常外費用		0	0	0		0
経常外費用計	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	336,000	−336,000
当期一般正味財産増減額	2,962,900	−4,858,000	−1,109,000	−3,004,100	−1,240,000	−1,764,100
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	2,962,900	−4,858,000	−1,109,000	−3,004,100	−1,240,000	−1,764,100
Ⅱ指定正味財産増減の部		0	0	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0		0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0		0
Ⅲ正味財産期末残高	2,962,900	−4,858,000	−1,109,000	−3,004,100	−1,240,000	−1,764,100

科目				予算額	前年度予算額	増減
その他収入				1,732,433	500,000	1,232,433
その他支出				0	0	0
収支差額				1,732,433	500,000	1,232,433
当期末収支差額				−3,004,100	−1,240,000	−1,764,100
前期繰越収支資金残高				1,271,667	740,000	531,667
次期繰越資金残高				0	0	

北海道知的障害児者生活サポート協会理事会開催される

北海道知的障害児者生活サポート協会の理事会は4月23日㈬道育成会平成26年度第1回理事会に合わせて開催され、平成26年度事業計画（案）・事業予算（案）を審議し承認されました。今後、5月27日開催の総会で提案されます。

紙面の都合で一部を掲載いたします。

議案第５号

北海道知的障害児者生活サポート協会 平成26年度収支予算書（案）

収入の部　　単位　円

項目	平成26年度予算額	平成25年度予算額	増減△	備考
会費	41,661,000	33,508,000	8,153,000	26年度加入者見込2，510人
預り保険料	36,269,000	29,178,000	7,091,000	
制度運営費	5,392,000	4,330,000	1,062,000	
助成金	70,000	70,000	0	全サポから道ブロック助成金
雑収入	1,538	900	638	預金利息
繰越金	712,462	533,100	179,362	
計	42,445,000	34,112,000	8,333,000	

支出の部　　単位　円

項目	平成26年度予算額	平成25年度予算額	増減△	備考
一般管理費	39,579,000	32,112,000	7,467,000	
役務費	450,000	418,000	32,000	集金代行委託手数料・送金手数料
需用費	584,000	686,000	-102,000	パンフレット印刷代、事務用品
旅費	435,000	400,000	35,000	総会・ブロック会議他会議旅費
賃金	980,000	700,000	280,000	アルバイト代
会議費	200,000	200,000	0	総会・ブロック会議・研修会
委託料	90,000	80,000	10,000	システム利用料
預り保険料	36,269,000	29,178,000	7,091,000	保険料
全サポ会費	571,000	450,000	121000	入会金・年会費
事業費	2,866,000	2,000,000	866,000	
研修事業費	2,866,000	2,000,000	866,000	・一般会計へ2,216千円（研修費1，750千円、本人の会関係150千円、ＨＰ・会計ソフト負担分216千円） ・研修等助成650千円
計	42,445,000	34,112,000	8,333,000	

平成26年度事業計画（案）

26年度においては、各育成会やブロック協議会の協力を得て、積極的にＰＲ活動を行うとともに、各種大会・研修会等で保険加入の勧誘を行う予定です。

今年度も、３年目となるＡＩＵ損害保険会社とジェイアイシー北海道支店が行っている周知徹底活動に加えて道育成会のげっぽう掲載や各種会議でのＰＲ活動の推進により、新規加入者を２４５件見込、前年度からの継続２，２６５件を加え、２，５１０件の加入者を見込んでいます。

今年度は、制度運営費から事務的経費を差し引いた２２１万６千円を道育成会の一般会計に繰り入れし事業費等に活用する他、道育成会と共催してブロック等が行う研修会等へ助成するモデル事業を検討いたします。

また、本人の会が実施主体として行う「知的障がい者本人の会全道交流・研修会」の開催について、実行委員会に予算の範囲内で必要な額を助成します。

全日本手をつなぐ育成会が社福法人 返上し全国８ブロックで事業存続

全日本手をつなぐ育成会（以下全日本育成会という。）は、3月31日をもって現在の社会福祉事業を廃止し、5月に社会福祉法人を解散し、6月からは新団体として出発することとしています。

道育成会三役は、2月12日に全日本育成会久保厚子理事長及び田中正博常務理事から1月10日開催の全日本育成会理事会の内容について説明を受け、事情は理解できるものの、余りにも唐突な事で困惑している。育成会会員に十分説明できるよう誠意をもって対応願いたいと要望する一方、全日本育成会評議員会・理事会開催前の3月17日に道育成会の理

事会を開催し対応を協議したところ、全日本育成会法人格返上問題に対して、全日本育成会を支えていく方向性については確認されましたが、この進め方について異論が出て、理事及び評議員としての立場を尊重する方向で奈須野益道育成会会長（全日本理事）、佐藤春光道育成会副会長（全日本評議員）が出席していました。

【全日本育成会理事長コメント】

全日本育成会は今年3月末で基本的な事業を停止し、平成26年度中（5月を予定。）に社会福祉法人格を自ら返上することにしました。これは、障害のある人の権利をまもり、家族を含めてその生活や福祉のあり方を考えていく全日本育成会の活動にとって、社会福祉法人という枠組みが合わなくなってきていたためです。あわせて、東京にある本部事務所も閉鎖します。代わりに56正会員による連合体が作られ、国への政策提言、情報発信、権利擁護、本人活動支援など必要な事業はその連合体が行なっていきます。また、都道府県や市区町村の育成会は、組織的な変更などなく従来通り活動を続けていきます。関係者の皆様にはご不便やご迷惑をおかけすることとなりますが、決して不安に思われることなく、各地で育成会活動を進めてくださるようお願いいたします。

【道育成会会長コメント要旨】（抜粋）

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会から、今年、3月末で基本的な事業を停止すること。社会福祉法人格を返上すること。そして本部事務所も閉鎖するという内容の声明文が届きました。

全日本手をつなぐ育成会の事業実態が社会福祉法人に適さない等、さまざまな事情があるにしても、短い期間での論議でこのようなことになったのは非常に残念なことではありますが、3月20日の評議員会、理事会で決定されました。

60年以上の歴史がある全日本育成会は社会福祉法人としての事業を停止し、そのうえで新しい形での再出発の準備に入ったわけです。

中央と会員を結んでいた「手をつなぐ」も引き続き発行されます。政府に対する政策提言も今まで以上に発信していきます。権利擁護推進センターも今までと同じように機能していきます。全国大会も予定どおり開催されます。

皆様には、大変驚かれたことと思いますが、それぞれの機能を受け持つ場所と仕組みがいままでとは少し変わりますが、私たちにとっては何も変わるわけではありません。

政策提言についていえば、たしかに専門家としての中央からの発信が大きな力であることに間違いはありませんが、実は市町村の運動の中からわきあがった声が絶対的な強さを発揮するものと確信しております。そのような意味で、これからも各市町村の育成会の運動の重要さがますます増してくると思われます。

今年は国際障害者権利条約が批准され、そして発効された記念すべき年になりました。私たちの運動はこの条約によって力強い後ろ盾を得ることができました。

私たちの運動の目的である「共生社会」を作り上げるために障壁であったあらゆるものをこの条約は排除してくれるものとなりそうです。

私たち北海道手をつなぐ育成会は障がいを持ったわが子たちの権利擁護、ひいては「共生社会」の実現の旗印をさらに高く掲げ誇り高く前進していく決意であります。

【全日本育成会、今後の具体的活動の方向性】

《新組織について》

56正会員による連合体の形態で、事業の整理、統廃合後の機能を各正会員で分散して役割を担い運動体として活動を存続させる。

1　事務局について

現在の事務局体制は解散し、滋賀（案）を事務の窓口として活動を継続する。

2　各事業の分散実施について（案）

・正会員の中から事業母体を選出し委託事業として実施

①機関紙発行、広報→既存組織に事業委託
　ステージ→休刊
　手をつなぐ・HP→＊第3種郵便（一般）に変更
②権利擁護関係→兵庫（案）
③政策提言・渉外関係→静岡（案）＋α
④国際委員会関係→東京（案）
⑤全国大会関係→滋賀（案）
⑥本人活動支援関係→大阪府
⑦研修センター関係→各ブロック対応・外

部との連携
⑧事業所協議会→未定、要調整
今後、5月23日開催の全日本育成会理事会等において、社会福祉法人を解散し、新たに任意団体として設立の予定です。

北海道立市民活動センターと共催で「森づくり・人づくり」を紹介

NPO法人栗山町手をつなぐ育成会 理事長 坂本 武

3月29日、「かでる2・7」730研修室で、栗山町手をつなぐ育成会は北海道立市民活動センターと共催で、平成25年度公募企画講座「森づくり・人づくり」をテーマに、障がい者の自立に向けて新たなアプローチ試みた。提案したのは、今は故人となられた島村先生の教えがあったからです。

お陰で、栗山町に平成14年4月共同作業所。19年には就労継続支援B型「ワークセンター栗の木」があるのです。先生の優しさをどう受け継ぐべきか、幸い王子製紙で42年間学んだ森の生き方に、教えられたのです。

昭和31年設立した王子製紙林木育種研究所入社、早期多量生産を目指した品種改良の仕事。1日5㎝委も成長する品種ができた。また、開設5年目に昭和天皇皇后両陛下が視察される栄誉にも輝いている。しかし、開発したエリートでは森は作れなかった。もくろみはくずれ、会社はその後森林博物館として54年間の幕を閉じた。その背景は、天然の森は価値が低いと見てきた。しかし、風害・虫害・病害等に強く、例え捨てられそうな曲がった木でも磨けば床柱になり、飛躍的に価値が生まれることに気づいた。

内閣府調査では、日本は障がい者の差別偏見が90％社会と言う。知的障がい者等は、学業が劣り恥ずかしく駄目なものとされています。磨けば輝くことを知るべきです。

森の木々たちは、一生涯その場から動くことも、相手を選ぶことができずに生きている。知的障がい（児）者たちを思うと、「親はいつかいなくなる。そのとき一人で暮らせるのだろうか」が心配です。だから「買って下さいではなく、自信を持って売れる商品」を作るのです。そのためには、「してやっている・してもらっている」など関係改善が急務です。

私たちは、授産製品からの脱却で自立に取り組んでいます。もしも工賃が20～30万円になれば、自立の夢が近づきます。道はあるのです。



今回の講座参加人数は少なかったが、知的障がい者等の自立に新たなアプローチを紹介することはできました。

島村先生の言葉を借りると、どんなに公平に見ても、知的障がい者福祉は堕落している…。（冊子〝人間滝止士の寄稿文〟より）身にしみることばです。終わりに…

森にごめんごめんと沢山言ってみるきっと他人を生かす自分のすばらしさが見えてくる。

この森を、「知的障がい者に」と読み替え、自信と誇りを育てよう。

以上

お知らせ

〝ステージ〟休刊します

全日本手をつなぐ育成会が発行していたステージが3月春号をもって休刊する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

〝障害者虐待防止法〟リーフレットあります

北海道では、知的障がいがある方にも配慮した障害者虐待防止法に係るリーフレット（A5４ページカラー）を作成しました。道育成会迄お問い合わせ願います。

今後の予定

5月27日㈫ ・総会・講演会（札幌市）
6月7日㈮ ・通所事業所協議会総会・研修会
8月9日㈯～10日㈰ ・道育成会全道大会・函館大会 於：函館市民会館
11月8日㈯～9日㈰ ・全日本育成会通所事業所協議会 全国研修大会札幌大会 於：札幌市パークホテル

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心をお届けします　2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険（2013年7月現在の内容です。）
（知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット）

病気やケガまたはその検査のため入院したとき（保険期間中に開始した入院の4日目から30日限度）
入院給付金（付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金）

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき（国内外補償）
個人賠償責任保険金：1事故1億円限度（自己負担金額なし）

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金　地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき
葬祭費用保険金

お問合せ先）株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目8－2 SRビル4F
TEL：011-221-7009 FAX：011-221-1704
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社 AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1－2 アーバンネット 札幌ビル 4階
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでる2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL：011-251-0855 FAX：011-251-0804
（A-000410 2014-06）

病気・ケガの入院　個人賠償補償　被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの **あんしん保険**

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険（無告知型）2012年創設

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

保障内容（A－1プランの場合 年間保険料17,000円）

死亡保険金	10万円	法律相談費用	5万円までの実費
特定重度障害保険金	10万円	弁護士委任費用	100万円までの実費
入院保険金	1日につき 8,000円※1※2	接見費用	1万円
入院一時金	10,000円	個人賠償責任保険金	てん補限度額 1,000万円
傷害通院保険金	1日につき1,000円※1		

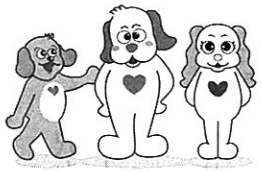
※1：一回の入院または一回の通院につき、30日限度。
※2：てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いたします。

○取扱代理店
有限会社オフィスブレイン
TEL 011－207－2522
〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地 札幌セントラルビル2F

○引受保険会社
ぜんち共済株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8 岩本町シティプラザビル 5F

知的障がい者専用補償制度
アイ・ライフ I・LIFE



病気に対する補償が新しい!!

❶ すべてのケガおよび病気による死亡（葬祭費用）を補償
❷ すべてのケガおよび病気による入院を補償
❸ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」「傷害治療費」が入院保障とは別件で補償されます。
❹ 入院した場合は、1日目より補償（180日限度）
❺ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

アイ・ライフ 補償内容

病気	死亡（葬祭費用）	100万円
	入院（180日限度）	10,000円
ケガ	死亡（葬祭費用）	100万円
	入院（180日限度）	12,000円
	通院（90日限度）	1,000円
	傷害治療費（実費）	50万円
	手術費用（本会規約別表1参照）	2・4・8万円
賠償責任	第三者賠償（免責なし）	5,000万円

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それがアイ・ライフです。

お問い合わせ先
制度補償会 障害者補償会
〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当：石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。
フリーダイヤル **0120-185-001**